

計画の推進

1 推進体制

(1) 関係機関・団体との連携

本計画を推進していくにあたり、関係部局、関係機関・団体、障がい者等と連携を図りながら、総合的に取り組みます。

その中で、地域における障がい者を支えるネットワークの核となる「総合支援協議会」による中立・公平な相談支援事業の実施や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善、本計画の推進に必要な事項の検討・着実な進行管理に努めます。

(2) 障がい保健福祉圏域における連携

必要な障がい福祉サービス量の確保やより効果的な事業展開のため、海部圏域に おいて連携を図り、サービス供給及び支援体制の充実を図ります。

2 総合支援協議会による障がい福祉計画の進行管理

障がい福祉計画は、27年度から29年度が第4期の計画期間となりますが、毎年の実施状況を総合支援協議会に報告し、毎年進捗状況のチェックと評価を受けながら、PDCAサイクルを構築していきます。

「PDCAサイクル」のイメージ

